

裁 決 書



審査請求人

処 分 庁 沖縄市福祉事務所長
上原 三千代

上記審査請求人から平成 28 年 3 月 1 日付けで提起された上記処分庁の生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（平成 28 年 2 月 1 日付け沖市保第 0201035 号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、本裁決において引用する法令等については、本件処分時において有効に施行されているものである。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

1 審査請求に至る経緯

- (1) 平成 28 年 1 月 12 日、審査請求人は、処分庁に対し生活保護開始の申請を行った。
- (2) 平成 28 年 1 月 20 日、処分庁は、審査請求人の母及び妹から、審査請求人への金銭的援助はできない旨の扶養届を受領した。
- (3) 平成 28 年 1 月 26 日、処分庁は、審査請求人の母に架電し、今後審査請求人が自身の収入で生活ができるようになるまでは、共に審査請求人の母宅で生活することが可能であることを確認した。
- (4) 平成 28 年 1 月 21 日、処分庁は、審査請求人から「お金がなく、食料も少ない。保護の決定はいつですか」との照会に対し、「保護するか否かは現在調査中。保護の開始決定ができるまでは支給出来るものはないので、扶養義務者へ支援を依頼してはどうか」と助言した。
- (5) 平成 28 年 2 月 1 日、処分庁は、審査請求人が扶養義務者からの扶養を忌避しているものと判断し、審査請求人は保護の要件を欠いていることから本件処分を行った。
- (6) 平成 28 年 3 月 1 日、審査請求人は、本件処分を不服として本件審査請

求を行った。

2 審査請求人の主張

審査請求書等の内容から、審査請求人の主張については概ね次のように解される。

- (1) 自身の就労収入だけでは最低限度の生活を維持できないので、生活保護の申請を行った。
- (2) 処分庁は、扶養義務者からの援助により最低限度の生活が維持できるとして本件処分を行ったが、扶養義務者は私を扶養することはできないとしているからことから、処分庁の判断は誤りである。
- (3) 本件処分の取消しを求める。

3 処分庁の主張

弁明書等の内容から、処分庁の主張について概ね次のように解される。

- (1) 審査請求人の扶養義務者から、審査請求人を引き取り扶養するとの意向を確認しており、審査請求人に対し、生活保護制度の説明し、扶養義務者の扶養を受けるよう説得を行ったが、審査請求人は扶養義務者からの扶養を拒んでいたため、保護の要件を欠くとして本件処分をおこなった。
- (2) 審査請求人から証拠資料として提出のあった扶養届については、本件処分が行われた後に記載されたものであるから、処分を行うにあたって参考にすることはできない。
- (3) 本件処分に不当な点はないことから、審査請求の棄却を求める。

4 本件に係る法令等

法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 省略

3 審査庁の判断

法第4条第2項では「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定められている。そのため、保護の実施機関では、要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者に助言や指導をすることが必要である。

法令や通知の解釈を示した「生活保護問答集について（厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）」問5-9では、扶養義務者側に扶養の意思がある場合、要保護者はこれを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお、要保護者本人が扶養を受けることをこばむよう

あれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきであると示している。

これを本件についてみると、処分庁は、扶養義務者が審査請求人を引き取り扶養することができるとの回答を得たこと、この引き取り扶養を審査請求人が拒んでいることを理由に本件処分を行っているが、処分庁から提出のあった弁明書等からは、審査請求人に扶養を受けるよう説明・説得を十分に行ったとの事実は認められない。

一応、処分庁が審査請求人の扶養義務者から引き取り扶養の意向を確認した後、審査請求人から、もうお金や食料がないことについての連絡、保護の決定の時期についての照会を受けた際に、扶養義務者に援助を依頼するようにと助言を行っていることが認められるが、これは当座の生活費等についての援助を依頼してはどうかという程度の助言であると考えられることから、これをもって処分庁が扶養を受けるよう説明・説得を十分に行ったとは認められない。

扶養義務者からの扶養を拒否している要保護者の保護申請を却下する場合、保護の実施機関は、要保護者に対し扶養を受けるよう説明・説得を十分に行わなければならないが、処分庁はこれを行わないまま本件処分を行っている点で誤りがあったと認められる。

また、審査請求人がアパートで生活していること、扶養義務者からの扶養の方法が引き取り扶養であることを鑑みれば、審査請求人が扶養義務者からの扶養を受け入れたとしても、実際に引き取り扶養が行われるまでに多少の時間を要するものと考えらる。引き取り扶養が行われるまでの間について、審査請求人が最低限度の生活が維持できない場合も想定されうるから、審査請求人が単身で居宅生活を行う場合の保護の要否判定を行い、その結果、保護を要すると判断される場合は、いったん保護を開始することも検討すべきである。

なお、審査請求人から提出のあった扶養義務者の扶養届について、これは処分庁の主張のとおり、本件処分後に記載されたものであり、本件審査請求にあたり当審査庁及び処分庁に提出されたものであるから、本件処分の不当・違法を判断するにあたり考慮することはできないが、この内容は、処分庁の主張と相反するものであるから、処分庁は、保護申請に対する決定を再度行うにあたり、扶養義務者の扶養の意思、方法及び程度について、改めて十分な調査を行い、その内容について、扶養義務者から扶養届を徴することにより明らかにすべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年4月19日

沖縄県知事 翁長 雄志

